

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	令和5年1月14日 07時35分ごろ
発生場所	宮城県石巻市網地島南方沖 瀧波岐埼灯台から真方位233° 1,635m付近 （概位 北緯38° 14.3′ 東経141° 29.1′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ラナ} Ranaは、航行中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年2月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Rana、5トン未満（長さ7.47m）
船舶番号、船舶所有者等	241-14758宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 ドライブユニットの脱落、船底部に擦過傷 定置網 ロープの切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、約22～23ノットの対地速力で手動操舵により東進中、船長が、右舷船首方に標識灯を認め、左転して標識灯との距離を隔てて航行を続けていたところ、網地島南方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船の状況を確認したところ、ドライブユニットが脱落して浸水し、航行できなくなったので、マリーナに救助要請をしようとしたが電話が繋がらず、118番通報を行った。</p> <p>本船は、海上保安庁から救助協力の要請を受けて駆けつけた地元の水難救済会の所属船に救助され、石巻市長渡漁港根組地区にえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を航行するのが初めてであり、定置網の設置状況等を知らなかったが、同乗者の1人が本事故発生場所付近を何度も航行した経験があったので、何か支障があればアドバイスをしてくれると思い込んでいた。</p> <p>船長は、右舷船首方に認めた標識灯が本件定置網の所在を示す標識灯とは思わなかった。</p>
分析	本船は、東進中、船長が、初めて航行する網地島南方沖の定置網の設置状況等を知らず、右舷船首方に認めた標識灯を本件定置網の標識灯と思わずに左転して航行を続けたことから、本件定置網に乗り揚

	<p>げたものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者の1人が本事故発生場所付近を何度も航行した経験があり、何か支障があればアドバイスをしてくれると思い込んでいたことから、事前に水路調査を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、東進中、船長が、初めて航行する網地島南方沖の定置網の設置状況等を知らず、右舷船首方に認めた標識灯を本件定置網の標識灯と思わずに左転して航行を続けたため、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、同乗者等のアドバイスを受けられると思わず、事前に航行予定海域に対する水路調査を十分に行い、定置網の設置状況等を把握しておくこと。